

シリーズ／ 取調べ「可視化」の「現在」

揺さぶられっ子症候群(SBS)をめぐる スウェーデンの議論と可視化事情(その1) ～日本でも冤罪多発?—揺らぐ医学神話による訴追が急増

取調べの可視化大阪本部 副本部長 秋田 真志

わが国では、「揺さぶられっ子症候群」(SBS)をめぐる医学的見解(SBS理論)を根拠にして、養育者が訴追される事例が急増している。しかし、このSBS理論は、国際的にはその医学的根拠が十分ではないと疑問視されるようになってきている。スウェーデンでは、2014年にその疑問を理由に最高裁逆転無罪判決が出されている。ところがわが国では、このような国際的な潮流は紹介されないまま、無批判に訴追が続けられている。筆者らは、急遽スウェーデンを訪問し、彼の地の可視化事情とともに、SBS理論の議論状況を調査した。その結果、SBS理論が根拠薄弱できわめて危険なものであること、その危険性を明らかにする上で可視化が重要な役割を果たしてきたことが明らかとなった。

1. 「揺さぶられっ子症候群」とは?

“生後3カ月の長男を揺さぶって脳などに重い障害を負わせたとして、大阪府警は〇日、母親の〇〇容疑者を傷害の疑いで逮捕した。”

最近、このような新聞記事を目にすることが多い。その根拠となっている「揺さぶられっ子症候群」という言葉を聞いたことがあるだろうか。英語では、Shaken Baby Syndrome、略してSBSなどと表記される。子育て世代であれば、一度は耳にしたことがあるのではないだろうか。要は、赤ちゃんを強く揺さぶると、脳に重い障害を与えることがあるとされる医学的知見である。子育て世代でなくとも、そう言われれば、そんな話を聞いたことがある、と感じた人も多いであろう。

しかし、一般的によく聞かれるようになった「揺さぶられっ子症候群」というものが一体どういうもの

のかを正確に説明できる人は少ないであろう。例えば、こんな問いを重ねてみたらどうであろう。赤ちゃんを揺さぶるとどうなるの?どれくらいの強さで揺さぶるとそうなるの?どうしてそうなるの?そもそもどうして赤ちゃんを揺さぶるの?「揺さぶられっ子症候群」という言葉を聞いたことがある人でも、ほとんどの人がこれらの問いに答えられないであろう。かくいう筆者も、実は答えられない。但し、それは「揺さぶられっ子症候群」について学んでいないからではない。「揺さぶられっ子症候群」について調べれば調べるほど、これらの問いについての答は曖昧になり、不確実になっていくからである。

後に詳論することになるが、ここで結論を述べておこう。「揺さぶられっ子症候群」なるものが存在するのか、仮に存在するとしても、それがどのような原因で生じるかについて、十分な医学的根拠はない。その存在も、原因も、きわめて脆弱な推測のもとに、医学的に一定の地位を与えられてきた概念なのである。SBSがそのようなものである以上、SBSをめぐる

る前記のような問いに対する答が曖昧・不確実となるのは、必然とも言えるのである。

ところが、そのように不確実なはずの「揺さぶられっ子症候群」が、多くの医師によって、医学的な真実であるかのように鵜呑みにされていると聞けば、どのように感じるであろうか。しかも、その不確実な概念が、いつの間にか一人歩きし、SBSの発症＝虐待であるという理論（SBS理論）を生み、虐待があったと決めつける根拠として用いられるとすればどうであろう。さらに日本では、そのSBS理論が誤訳され、医師によって誤った基準すら用いられているとすれば？医師だけでなく、児童相談所職員、警察や検察官、さらには裁判官までもが、その不確実な理論を無批判に信じ切っているとすれば？そのようなSBS理論により、無実の養育者が愛する子どもたちから引き離されているとしたら？無実の養育者らが、長期の服役を余儀なくされているとすれば？このような疑問が次々と突きつけられれば、これまで関心がなかった人も、決して心穏やかではられないであろう。

しかし、これらは、決して架空の世界で起こりうるにすぎない悲劇ではない。欧米諸国で、実際に起こってきた現実である。欧米諸国だけではない。わが国でも、現に多くの養育者らが、十分な根拠のないSBS理論によって、愛する子どもたちから引き離され、何人かは長期の実刑判決を受けているのである。むしろ、欧米諸国では、近時SBS理論の誤りが指摘され、誤判が是正されるようになってきている。ところが、わが国ではそのようなSBS理論の誤りはおよそ紹介されないまま、逆に虐待防止の名の下に、SBS理論に基づく訴追や有罪判決が急増しているのである。きわめて危機的な状態だと言える。

2. SBS理論と可視化論の関係

ここまでの議論を読んで。あれ？と思われた読者もいるのではないだろうか。この連載は、可視化本部による可視化論をめぐるものだったはずである。

SBS理論と可視化論に一体何の関係があるのか？という疑問が生じても当然である。SBS理論による刑事訴追が急増していると言っても、SBSはあくまで医学的な概念である。しかし、筆者がSBSの議論を調べるうちに、SBS理論と可視化論には深いつながりがあることが判明したのである。それは、SBSをめぐるスウェーデンの最高裁判決に触れたことがきっかけであった。

スウェーデンでは、2014年11月に、SBS理論に基づいて起訴され、1審及び2審で有罪とされていた父親に対し、最高裁で逆転無罪判決が言い渡された^{※1}。この最高裁判決は、SBSに十分な医学的根拠がないとした上で、SBSに依拠した医学的証拠を除けば、捜査段階で録画された被疑者供述しか証拠がないと指摘し、被告人による虐待があったことには合理的な疑いが残ると判示していた。この判示からすれば、スウェーデンでは、取調べの録画がなされているはずである。他方、その判示の仕方からすれば、録画供述が実質証拠として用いられているようにも読める。日弁連ではこれまで諸外国の可視化事情を調査してきたが、北欧諸国の実情については手つかずであった。最高裁でSBS理論を否定し無罪判決を出したスウェーデンでのSBSの議論状況とともに、その可視化事情を調べることは十分な意義がある。スウェーデンの最高裁判決を知り、このように確信した筆者は、日弁連刑事弁護センター及び同可視化本部による合同調査団の一員として、スウェーデン調査に赴いた（2017年8月21日～25日）。その調査の結果、取調べの可視化は、スウェーデンにおけるSBSをめぐる無罪判決に大きな影響を与えていたほか、スウェーデンのみならず、国際的なSBSの議論にも影響を与えていたことが明らかとなったのである。

この調査結果を踏まえて、今回から数回にわたって、スウェーデンにおける可視化事情やSBS理論の議論状況とともに、SBS理論そのものの持つ問題点を報告することとしたい。

※1 スウェーデン最高裁2014年11月2日判決(B3438-12)

3. SBS理論とはどのようなものか

では、SBS理論とは一体どのようなものか。赤ちゃんの頭部外表に目立った外傷がないにもかかわらず、硬膜下血腫などの重篤な脳障害を負って生命の危機にさらされるといふ例が見られる。当該赤ちゃんに高速度での交通事故被害や高高度からの落下などのエピソードがないにもかかわらず、「硬膜下血腫」「網膜出血」「脳浮腫」の三徴候が見られる場合には、その脳障害は、成人による暴力的な揺さぶり＝虐待によるものであると推定できるというのがSBS

理論である。また、これら三徴候は、暴力的揺さぶりから間もなく発症するとされる。そのため赤ちゃんと一緒にいた養育者が、その揺さぶりの犯人であるとしてよいともされる。

このようなSBS理論は、1970年代前半にアメリカの小児放射線科医であったカフィーによって提唱され、アメリカの小児学会に瞬く間に広がり、定説となった。その結果、1990年代のアメリカで、脳障害を負った赤ちゃんと一緒にいた多くの養育者が、虐待の犯人であるとして訴追されることになったのである（以下、次号）。



【個人事業税のお知らせ】

第2期分の納期限は、11月30日(木)です。
期限内に納付していただきますよう、よろしくお願いいたします。

第2期分の納付書は、平成29年8月にお送りした個人事業税の納税通知書に同封しております（口座振替をご利用の方を除きます）

※第2期分の納付書を破損・紛失された場合は、府税事務所へお問い合わせ下さい。

（口座振替をご利用いただいている場合は、納付書は送付していません。）

※年間の税額が1万円以下の場合、第2期分の納付書はありません。

※個人事業税の納付用紙のうち、コンビニエンスストア収納用のバーコードが印刷されたもの（30万円以下のもの）については、以下の全国のコンビニエンスストアで納めることができます。

サークルK、サンクス、セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、MMK設置店

（五十音順）

※納付には、便利で安心・安全な**口座振替制度**をご利用ください。

※詳しくは、**最寄りの府税事務所**へお問い合わせください。

府税のホームページ

府税あらかると

検索



▲大阪府広報担当
副知事もずやん